

危機管理マニュアル（談合情報）

1 目的

三重県、三重県企業庁、三重県教育委員会が発注する建設工事及び測量設計委託業務（以下「工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うために定めるものとする。

2 情報の収集連絡

入札に付そうとする建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、各発注機関等は、「談合情報確認調書」により、当該情報の提供者の氏名、身元等を確認のうえ、直ちに三重県公正入札調査委員会又は工事を所掌する部等に設置する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）事務局へ電話、FAX、**庁内LAN**等により通報すること。**なお、FAX、庁内LAN等の場合は、必ず確認・到達の電話を入れておくこと。**

また、各発注機関等は、必要に応じ三役報告を行うこと。

3 初動体制

- （１）事務局は、具体的な入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員長に報告を行うこと。
- （２）委員長は、事務局から報告を受けたときは、その内容により委員会開催について検討するものとする。
- （３）委員長は（２）による検討の結果、委員会を開催する場合は直ちに招集し、当該情報の信憑性及び具体的な手続きをとることの適否を審議するものとする。
- （４）委員長は（３）により具体的な手続きをとることとした場合は、その調査結果により、その後の手続きについて自ら又は委員会を開催し、決定するものとする。
- （５）事務局及び各発注機関は、必要に応じ三役報告を行うこと。

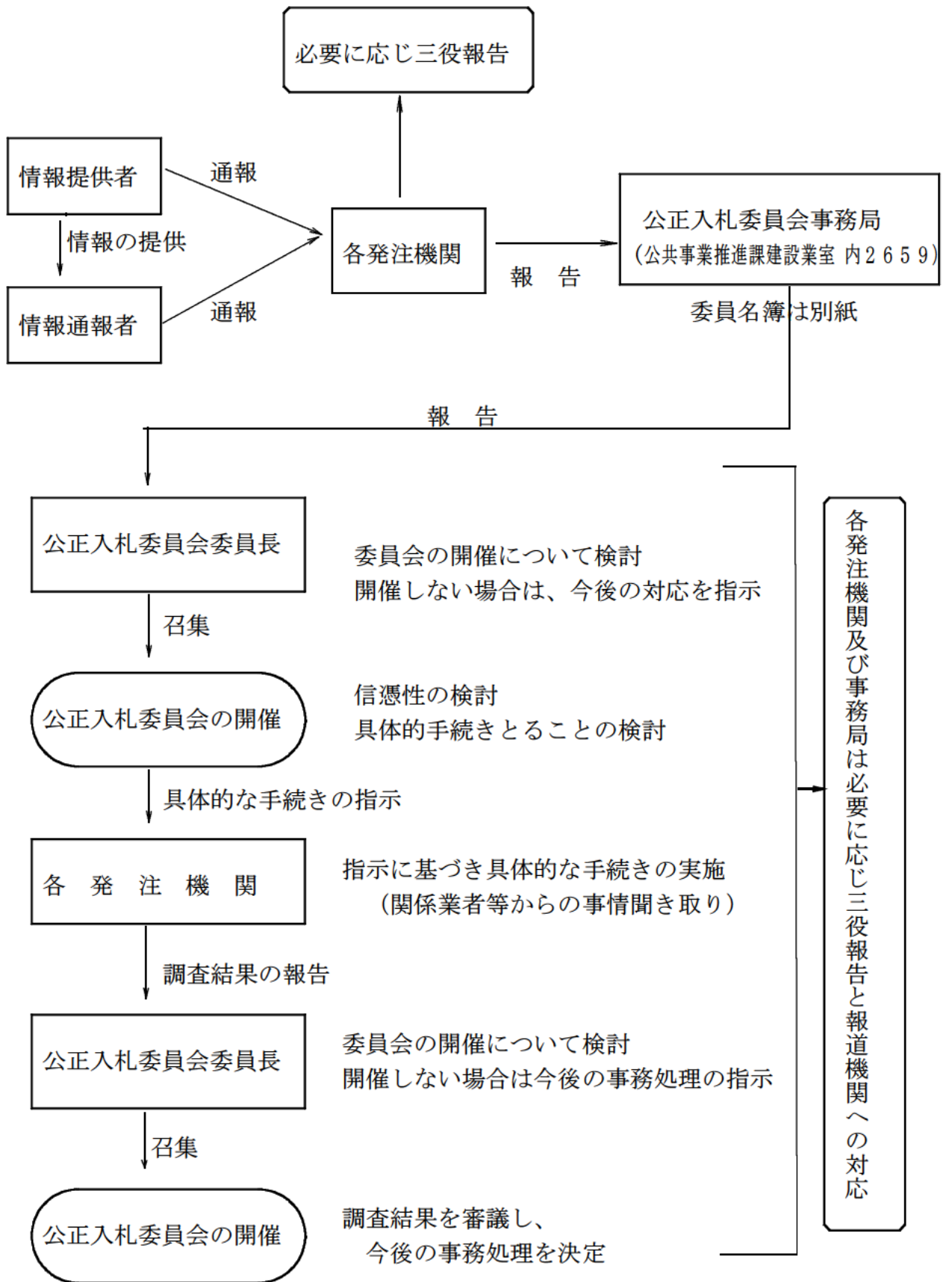
4 広 報

具体的な談合情報を把握した以降に、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、工事を所掌する課及び地域機関の部（以下「事業課（部）」という。）の長（以下「事業課（部）長」という。）及び事務局が対応すること。

5 その他

別に定める「三重県公正入札調査委員会条例」、「各部に設置する公正入札調査委員会設置要領」及び「三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル」により事務処理を行うこと。

危機管理マニュアル（談合情報）フロー図



三重県公正入札調査委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|------------|---------|----------|
| 委 員 長 | 浜 口 雄 | 学識経験者 |
| 行政委員（副委員長） | 北 川 直 英 | 出納局長 |
| 委 員 | 武 村 洋 子 | 学識経験者 |
| 委 員 | 田 中 滋 | 学識経験者 |
| 行政委員 | 居 戸 利 明 | 総務局長 |
| 行政委員 | 浜 田 智 生 | 環境部長 |
| 行政委員 | 浜 田 直 毅 | 農林水産商工部長 |
| 行政委員 | 原 田 嘉 | 県土整備部長 |
| 行政委員 | 堀 田 晃 | 企業庁長 |
| 行政委員 | 中 林 正 彦 | 教育長 |

1 三重県公正入札調査委員会所管事業

(1) 建設工事

一般競争入札（ 3 億円以上の建設工事）

(2) 測量設計業務

工事設計金額 5 0 0 0 万円以上

2 各部に設置する公正入札調査委員会の所管事業

(1) 建設工事

公募型指名競争入札（ 8 千万円以上の建設工事（建築工事及び付随する付帯工事は 1 億円以上）

指名競争入札に係る工事

(2) 測量設計業務

工事設計金額 5 0 0 0 万円未満